

「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務

企画提案説明書（募集要領）

1 業務名

「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務

2 業務内容

「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務企画提案説明書（仕様書）のとおり。

3 参加意向申出書（様式1）の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記とおり参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式1）
- (2) 提出方法 直接持参にて提出すること。
- (3) 提出先 下記「14 参加意向申出書／企画提案書の提出先および、問い合わせ先」のとおり。
- (4) 提出期限 下記「5 スケジュール」の(3)のとおり。
- (5) その他 提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

4 企画提案書の提出

(1) 提案内容

「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務

企画提案説明書（仕様書）のとおり

(2) 提出書類

- ・ 正本（1部）、副本（8部）、および電子データで提出すること。
- ・ 正本は下記ア～オの構成、副本は下記ア～エの構成とする。
- ・ 正本にのみ提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号を記載し、副本には提案事業者を特定可能な情報の記載は行わないこと。提出にあたっては一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。

ア 企画提案申込書（様式2）

イ 企画提案者概要（様式3）

ウ 企画提案書（自由様式）

※業務実施体制、スケジュールが確認できる内容とすること。

分量は、添付資料等も含めて最大でA4版最大10ページ（表紙及び目次を除く。）とする。添付資料を追加する場合は、A4版とすること。

エ 見積書（自由様式）

※積算根拠については「〇〇一式」ではなく、積算した作業ごとに役割、単価および工数がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画提案書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

オ 札幌市競争入札参加資格認定通知書（物品・役務）の写し

- (3) 提出方法 直接持参にて提出すること。
- (4) 提出先 下記「14 参加意向申出書／企画提案書の提出先および、問い合わせ先」のとおり。
- (5) 提出期限 下記「5 スケジュール」の(4)のとおり。

5 スケジュール

- (1) 公示：令和4年6月15日（水）～令和4年6月28日（火）
- (2) 質問受付期間：令和4年6月15日（水）～令和4年6月28日（火）
- (3) 参加意向申出書（様式1）の提出期限：令和4年6月29日（水）
- (4) 企画提案申込書（様式2）・企画提案者概要（様式3）・企画提案書・積算書の提出期限：
令和4年6月30日（木）17時00分必着
- (5) 参加資格審査結果通知：令和4年7月4日（月）[予定]
企画提案者が4者以上となった場合、下記「11 評価の視点」により企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定し、令和4年7月5日（火）までに企画提案提出者に通知するものとする。
- (6) プレゼンテーション審査：令和4年7月6日（水）[予定]

ア 開始時間は別途連絡する。

イ 場所は札幌市産業振興センター会議室（札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号）とする。

ウ 出席者は2人以内とする。

エ プレゼンテーションは1事業者につき30分間（提案説明20分、質疑10分）とし、順次個別に行う。

オ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。

カ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。

キ 新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、オンラインでの実施となる可能性がある。

- (7) 審査結果・選定事業者の決定：令和4年7月上旬[予定]
- (8) 契約締結：令和4年7月上旬[予定]

6 委託業務実施の条件

- (1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登載されている者のうち、次の条件をすべて満たすものとする。

- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- イ 参加意向申出書の提出期限、および企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日札幌市財政局長理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体であるもの又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- エ 同一の企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- オ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。

(2) 業務履行期間

契約締結の日から令和5年2月13日（月）まで

(3) 報告義務

全事業の完了報告を、各種資料を添えて提出すること。

提出期限：令和5年2月13日（月）

(4) 業務管理者の設置

本業務の履行に際しては、業務の管理および統括を行う者（以下「業務管理者」という。）を1名配置すること。一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）との業務打ち合わせには、原則として業務管理者が出席すること。

7 質問および回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式4）に質問の要旨を記入し、財団宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名およびメールアドレスは以下とすること。

※電子メールの件名：[質問書]「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務

※電子メールアドレス：info@icc-jp.com

(2) 質問受付期間

上記「5 スケジュール」の(2)のとおり。

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。

その他、企画提案を募るうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する場合がある。

8 参加資格審査結果の通知

上記「5 スケジュール」の(5)に従い、個別に通知する。

9 予算上限額

3,241,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

10 契約候補者の選定方法

(1) 審査

上記「4 企画提案書の提出」で求めた書類により審査を行うこととし、財団職員および外部有識者からなる「クリエイティブ活用促進事業」運営支援業務 公募型企画競争入札実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、下記「11 評価の視点」により総合的に審査し、1 者を選定する。

(2) 審査基準

下記「10 評価の視点」のとおり。

(3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者の場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(6) 審査結果

速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(7) 契約の相手について

契約の相手方は、実施委員会の審査によって選定された者との間で随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容は、選定後に財団との交渉を通じて決定する。

11 評価の視点

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務遂行体制及びスケジュール

- ・業務を円滑に進められる必要かつ十分な人員を確保しているか。
- ・仕様書に記載のスケジュールを踏まえたものになっているか。

イ 類似業務実績

- ・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。

(2) 企画提案内容

ア 事業趣旨の理解

- ・本事業の背景、目的および内容を踏まえたうえでの提案となっているか。

イ 企画コンサルの内容

- ・企業課題に対して、様々な段階（レベル）に対応でき、多角的な視点から助言できる知見を有しているか。（消費者のニーズ、マーケットインの発想等）

- ・企業課題に対応して、「デザイン等」を活用した解決への導き方法を提案しているか。

（商品・サービスの課題抽出、ブランドコンセプトの考え方、企業としての存在意義の明文化等）

ウ 参加者のフォローアップ

- ・参加企業及び応募を検討するクリエイターからの相談に対応し、フォローアップする仕組みが組まれているか。

エ 独自提案

- ・業務の目的を達成するに当たって、また、今後につなげていく展開策について独自性があり、効果的な提案となっているか。

12 評価の配点

項目	評価点 ← 良い ・ 悪い →	配点	満点
1 業務遂行能力全般【30点】			
(1) 業務遂行体制及びスケジュール ・業務を円滑に進められる必要かつ十分な人員を確保しているか。	5・4・3・2・1	×2	10
・仕様書に記載のスケジュールを踏まえたものになっているか。	5・4・3・2・1	×2	10
(2) 類似業務実績 ・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。	5・4・3・2・1	×2	10
2 企画提案内容【70点】			
(3) 事業趣旨の理解 ・本事業の背景、目的および内容を踏まえたうえでの提案となっているか。	5・4・3・2・1	×2	10
(4) 企業コンサルの内容 ・企業課題に対して、様々な段階（レベル）に対応でき、多角的な視点から助言できる知見を有しているか。（消費者のニーズ、マーケットインの発想等）	5・4・3・2・1	×4	20
・企業課題に対応して、「デザイン等」を活用した解決への導き方法を提案しているか。 （商品・サービスの課題抽出、ブランドコンセプトの考え方、企業としての存在意義の明文化等）	5・4・3・2・1	×4	20
(5) 参加者のフォローアップ ・参加企業及び応募を検討するクリエイターからの相談に対応し、フォローアップする仕組み	5・4・3・2・1	×2	10

が組まれているか。			
(6) 独自提案 ・業務の目的を達成するに当たって、また、今後 に繋げていく展開策について独自性があり、効 果的な提案となっているか。	5・4・3・2・1	×2	10

13 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない。(軽微な修正は除く)
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 財団が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を財団が利用することを許諾することとする
(複製の作成など)。
- (8) 本件企画競争の参加者は、財団から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に
使用してはならない。
- (9) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

14 参加意向申出書・企画提案書の提出先及び、問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

インタークロス・クリエイティブ・センター

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

IT・クリエイティブ産業振興部 クリエイティブ産業振興課(担当:岡田、村田)

TEL: 011-817-8911 FAX: 011-817-8912

Eメール: info@icc-jp.com